

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和2年厚生労働省告示第186号をもって改正され、令和2年4月22日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬11品目、注射薬2品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 528	3, 446	2, 053	28	14, 055

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) フィコンパ細粒 1%

本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過している「フィコンパ錠 2mg、同錠 4mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、錠剤である既収載品において小児における効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、小児等が服用しやすい細粒剤として承認された剤形追加医薬品であることから、揭示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(2) リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、メトトレキサートをはじめとする少なくとも1剤の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) チラーヂン S 静注液 200µg

本製剤を甲状腺機能低下症の患者に投与する際は、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適さない場合に限ること。

また、甲状腺機能低下症の患者に対する本製剤の投与開始に当たっては、レボチロキシナトリウム経口製剤による治療が適しないと判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(4) コレクチム軟膏 0.5%

本製剤の用法及び用量に関連する注意において「治療開始4週間以内に皮疹の改善が認められない場合は、使用を中止すること。」及び「症状が改善した場合には継続投与の必要性について検討し、漫然と長期にわたって使用しないこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 デエビゴ錠2.5mg	レンボレキサント	2.5mg 1錠	57.30
2	内用薬 デエビゴ錠5mg	レンボレキサント	5mg 1錠	90.80
3	内用薬 デエビゴ錠10mg	レンボレキサント	10mg 1錠	136.20
4	内用薬 ニューベクオ錠300mg	ダロルタミド	300mg 1錠	2,311.00
5	内用薬 ノクサフィル錠100mg	ポサコナゾール	100mg 1錠	3,109.10
6	内用薬 フィコンパ細粒1%	ペランパネル水和物	1% 1g	1,068.90
7	内用薬 ユリス錠0.5mg	ドチヌラド	0.5mg 1錠	30.00
8	内用薬 ユリス錠1mg	ドチヌラド	1mg 1錠	54.80
9	内用薬 ユリス錠2mg	ドチヌラド	2mg 1錠	100.20
10	内用薬 リンヴォック錠7.5mg	ウパダシチニブ水和物	7.5mg 1錠	2,550.90
11	内用薬 リンヴォック錠15mg	ウパダシチニブ水和物	15mg 1錠	4,972.80
12	注射薬 チラーヂンS 静注液200 μ g	レボチロキシナトリウム水和物	200 μ g 1mL 1管	20,211
13	注射薬 ノクサフィル点滴静注300mg	ポサコナゾール	300mg 16.7mL 1瓶	28,508
14	外用薬 コレクチム軟膏0.5%	デルゴシチニブ	0.5% 1g	139.70